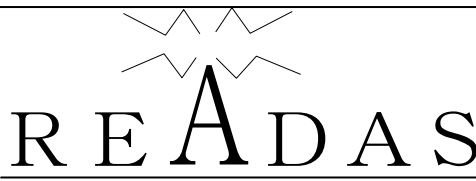


第 6067 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月24日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ アルバイトに給与を支給するとき

**Q**：アルバイトを雇いますが、この場合、給与に対する源泉所得税はどのように計算すればいいのですか？

**A**：雇用期間が2か月以内の場合は日額表の丙欄、それ以外は月額表（支払形態に応じて月額表又は日額表）を使って源泉徴収税額を求めます。

### 【解説】

アルバイトに対する雇用形態はさまざまですが、所得税等の源泉徴収についての特別な取扱いはありません。正社員に対する取扱いと同じです。

支払する賃金の支給形態が月給払いなら月額表を、日払いなら日額表を適用し、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して源泉徴収することになります。

なお、①雇用期間が2か月以内と定められている人に対して、②日給又は時間給を支給する場合（延長や再雇用の場合は2か月を超える部分を除きます）には、日額表の丙欄を適用して源泉徴収してもよいこととなっています。ただし、この場合には、日給9,300円未満であれば源泉徴収の必要はありません。

通勤手当の非課税限度額の取扱いも正社員と同じく、その人の通勤手段や通勤距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃のうち、1ヶ月15万円に達するまでの金額とされています。非課税限度額を日割り計算する必要はありませんので注意してください。

